

# 標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 補償金等の支払い

### （当社の支払責任）

**第1条** 株式会社明光ネットワークジャパン（以下「当社」）は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶発的な外來の事故（以下「事故」といいます）によって身に被害を受けたとき、本章から4項までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます）を支払います。

**第2条** 前項の規定による補償金等は、旅行者又は被害者又はその法定相続人が、事故又は偶発的な外來の事故に遭ったとき、当該補償金等（以下「補償金等」といいます）を請求する権利を行使するものとします。ただし、当該旅行参加中に、当社があらかじめ手配した乗車券等をもって提供される当該企画旅行日程に定めた最初の運送（宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送（宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時まで）の期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場において、離脱及び復帰の予定日にかかわらず当社に届け出たときは、離脱の時から復帰の予定日の間（「企画旅行参加中」といいます。）、旅行者が離脱及び復帰の予定日等あらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は復帰の予定日離脱したときは、その離脱の日から復帰の予定日までの間又は離脱した時から後には「企画旅行参加中」といいます。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送（宿泊機関等のサービスの提供を受けつけない日（旅行日程の標準時より）が定められている場合においては、その旨が当該日に行なった事故によって旅行者が当社に対してこの規程による補償金及び見舞金の支払いを行わないことを契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいえません。

3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」は、次の各号のいずれかの時をいいます。

- 1 旅客員、当社の利用者又は代理人が受付を行う場合は、その受付完了時
- 2 前号の受付が行われない場合においては、最初の運送（宿泊機関等が、公共交通機関であることを、乗客のみが乗るべき乗車券を提出したときに、乗客の乗降手続が完了する手荷物等の検査等が行われるとき、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時  
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時  
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時  
ニ 車両であるときは、乗降時  
ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設への入退室時  
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続が終了したとき。
- 3 前項の「サービスの提供を受けることを完了した時」は、次の各号のいずれかの時をいいます。

（1） 旅客員、当社の利用者又は代理人が解脫を受ける場合は、その解けた時

（2） 前号の解脫の告知が行われない場合において、最後の運送（宿泊機関等が、公共交通機関であることを、乗客のみが乗るべき乗車券を提出したときに、乗客の乗降手続が完了する手荷物等の検査等が行われるとき、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時  
ロ 船舶であるときは、乗船手続の完了時  
ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗降時  
ニ 車両であるときは、乗降時  
ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設からの退室時  
ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退室時とします。

## 第2章 補償金等を支払わない場合

### （補償金等を支払わない場合一その1）

**第3条** 当社、次の各号に掲げる事由によって生じた被害に対しては補償金等を支払いません。

- 1 旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りはありません。
- 2 死亡補償金を受け取るべき者の故意、ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者を受け取るべき金額については、この限りではありません。
- 3 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は開き行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- 4 旅行者が参加しなくなった原因は原因機関付自転車等を通じて発生した事故、ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。
- 5 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受ける間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。

（6） 旅行者の感染症、疫病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った被害については、この限りではありません。

- 7 旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術その他の医療行為。ただし、当社の補償すべき被害を治療する場合には、この限りはありません。
- 8 旅行者の刑の執行又は拘留若しくは入獄中に生じた事故
- 9 戦時、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事実又は暴動（この場合において、暴動又は暴動の企及を目的とする運動とは、全国若しくは一部の地域において発生し平穏が奪われ、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。
- 10 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染されたもの（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故
- 11 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- 12 10 号以外の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部後傾痛（いわゆる「むちうち症」）は腰腿部他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

### （補償金等を支払わない場合一その2）

**第4条** 当社、以下に掲げる事由によって生じた被害に対しては、補償金等を支払いません。

- 1 地震、噴火又は津波
- 2 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

### （補償金等を支払わない場合一その3）

**第5条** 当社が、次の各号に掲げる事由に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行日程に含まれていない場合においては、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程以外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた被害に対しても、補償金等を支払います。

- 1 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた事故
- 2 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートに運転、競争、実行（いずれも本項を含みます。）又は試乗、走行（試乗を目的とする運転又は競争を含みます。）をしている間または、また、自動車又は原動機付自転車を同一道路上でこれらとの走行を行っている間に生じた被害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。
- 3 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であつて不定期便であるものを除きます。）以外の機体を機中旅客として運送していた際に生じた事故

### （補償金等を支払わない場合二その1）

**第6条** 当社、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者を受け取るべき金額については、この限りではありません。

- 1 暴行団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）の被害に遭つたこと
- 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 4 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

### （死亡補償金の支払い）

**第6条** 当社、旅行者が第1条の被害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、海外旅行1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円（以下「補償金額」といいます。）を支払うものとします。ただし、本項の規定による補償金額については、当社があらかじめ支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

### （後遺障害補償金の支払い）

**第7条** 当社、旅行者が第1条の被害を受け、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された状態で、その回復の見込みが乏しい程度の重大な障害又は身体の一部の機能で、かつ、補償を受けるべき程度の障害をいいます。以下「後遺障害」といいます。）が生じた場合は、旅行者1名につき、補償金額に別表第2の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

2 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、前項、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

3 別表第2の各号に掲げる後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等と関係なく、身体機能の程度に鑑じ、かつ、別表第2の各号の区別に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前3項を適用し、その合計額を決定します。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢（指及び手）又は下肢（股及び足）の後遺障害に対しては、一肢ごとの後遺障害補償金は、補償金額の60%をもって限度とします。

5 前各号に基づいて当社が支払うべき後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

### （入院見舞金の支払い）

**第8条** 当社、旅行者が第1条の被害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師より治療が必要となる場合において、自宅等での治療が不適切な場合、病院又は診療所入り、常に医師の管理下において治療に専念することを行います。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

- 1 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数180日以上の場合 40万円  
ロ 入院日数90日以上180日未満の場合 20万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の場合 5万円

- 2 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 入院日数180日以上の場合 20万円  
ロ 入院日数90日以上180日未満の場合 10万円  
ハ 入院日数7日以上90日未満の場合 2万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、別表第3の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の後遺症をきたしたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、入院日数とみなすものとします。

3 入院している1名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合は、その合計額を支払います。

### （通院見舞金の支払い）

**第9条** 当社、旅行者が第1条の被害を受け、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を受けたとき、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療所を通じ、医師の治療を受けること（住所を含みます。）をいいます。以下この条において同様とします。）した場合は、その日数（以下「通院日数」といいます。）が3日以上となったときは、当該日数に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

- 1 海外旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上の場合 10万円  
ロ 通院日数7日以上90日未満の場合 5万円  
ハ 通院日数7日以上7日未満の場合 2万円

- 2 国内旅行を目的とする企画旅行の場合  
イ 通院日数90日以上の場合 5万円  
ロ 通院日数7日以上90日未満の場合 2万円  
ハ 通院日数7日以上7日未満の場合 1万円

2 旅行者が入院しなかった場合においても、背骨の治療を受けた部位を固定するために医師の指示により石膏等を用いた場合、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障を受けたときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数とみなします。

3 当社は、平常の業務に従事すること又は平常の生活に支障がない程度に被害が治ったとき以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

4 当社は、いかなる場合においても、事故の日から180日を経過した後の通院に対しては、補償金を支払いません。

5 当社は、旅行者1名について通院見舞金又は通院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

### （入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特別規定）

**第10条** 当社、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの（限額の範囲に、第1号に掲げるものをいいます。）を支払います。

- 1 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
- 2 当該入院日数と当該入院見舞金を支払ふべき期間中のものを除きます。当該入院見舞金を加えた日数を入院日数とみなしたとき、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

### （死亡の賠償）

**第11条** 旅行者が乗客として航空機又は船舶が航行中または航行した後、又は運送し終わった後に発生した事故に遭つたときは、航空機又は船舶が航行中または航行した後発生した事故に遭つた日又は運送した日に、旅行者が第1条の被害によって死亡したものと推定します。

### （他の身体障害又は疾病の影響）

**第12条** 旅行者が第1条の被害を受けたとき既に存在していた身体障害又は疾病の影響により、又は第1条の被害を受けた後に原因となった身体障害又は疾病が原因で発生した被害が、当該被害の賠償に、第1号に掲げるものをいいます。

- 1 当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金
- 2 当該入院日数と当該入院見舞金を支払ふべき期間中のものを除きます。当該入院見舞金を加えた日数を入院日数とみなしたとき、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

### （損害賠償請求）

**第13条** 旅行者が第1条の被害を受けたときは、当社、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、被害の賠償、その原因となった事故の概要等について説明を受け、又は旅行者の遗体の検察若しくは死体の検察を受けることができます。この場合においては、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの請求に応じなければなりません。

2 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の知らない事由により第1条の被害を受けたときは、被害の賠償、その原因となった事故の概要等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内の期間内に申し立てなければなりません。

3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく、若しくは不法の手段により、又はその説明若しくは報告が行われなかったことについては、損害賠償請求を行使することはできません。ただし、補償金等を支払います。

### （補償金等の請求）

**第14条** 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 1 死亡補償金請求の場合  
イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿本及び印鑑証明書  
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書
- 2 後遺障害補償金請求の場合  
イ 旅行者の印鑑証明書  
ロ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ハ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書
- 3 入院見舞金請求の場合  
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書  
ハ 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書
- 4 通院見舞金請求の場合  
イ 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書  
ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書  
ハ 入院日数、国内旅行の場合は、当日の通院又は診療所の証明書

2 当社は、前項以外の書類の提出を求めること又は前項の提出書類の一部の記載内容を確認することがあります。

3 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が1項の規定に違反したとき又は提出書類につき知り得る事実を偽り、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

### （特約）

**第15条** 当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った被害について第三者に対してする損害賠償請求権は、当社に移りません。

## 第5章 携帯品損害補償

### （当社の支払責任）

**第16条** 当社、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によって所有の身の回り品（以下「携帯対象品」といいます。）に損害を受けたときは、本章の規定により、携帯品損害補償金（以下「損害補償金」といいます。）を支払います。

### （損害補償金を支払わない場合一その1）

**第17条** 当社、旅行者が、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、損害補償金を支払いません。

- 1 旅行者の故意、ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 2 旅行者と世帯を同じとする親族の故意。ただし、旅行者に損害補償金を受け取らせることになつた場合は、この限りではありません。
- 3 旅行者の自衛行為、防犯行為又は防犯行為を目的とする運動又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 4 旅行者が法令に定められた運転資格を持たない、又は酒に酔つて同一生じた事故が原因となつた場合、又は自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 5 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受ける間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った損害については、この限りではありません。
- 6 差押え、徴発、没収、破産等又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消滅後は避難に必要な処置となつた場合は含まれます。
- 7 携帯対象品の瑕疵。ただし、旅行者があらかじめ代替わって補償対象品を管理する者が相当の注意をもって適切に管理し得なかった場合に限り、第三者の事故証明書
- 8 単なる外観の損傷であつて補償対象品の機能を失った場合
- 9 単なる外観の損傷であつて補償対象品の機能を失った場合
- 10 補償対象品が液体の流出。ただし、その結果として他の補償対象品に生じた損害については、この限りではありません。
- 11 補償対象品の盗難忘れ又は紛失
- 12 第1条第1項第3号から第12号までに掲げる事由

### （損害補償金を支払わない場合一その2）

**第17条** 2 当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、損害補償金を支払いません。

- 1 反社会的勢力に該当すると認められること
- 2 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 3 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 4 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- 5 その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

### （補償対象品及びその範囲）

**第18条** 補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携帯するその所有の身の回り品に限り、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

- 1 前項の現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずるもの
- 2 クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに準ずるもの
- 3 積本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、フロッピーディスク、ハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM、DVD-ROM、CD-R、録音テープ等の記録媒体）
- 4 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び自動車、原動機付自転車並びにらの付属品
- 5 山岳登山はら、探検用具その他これらに類するもの

（6） 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの

- 7 動物及び植物
- 8 その他当社があらかじめ指定するもの

（9） 補償額及び損害補償金の支払い

**第19条** 当社が損害補償金を支払うべき損害の際（以下「損害額」といいます。）は、その損害が生じた時及び時における補償対象品の価値又は損害発生時の被害の状態に復するに必要な経費及び次条第3項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基準として定めるとします。

2 補償対象品の1個又は1対についての損害額が10万円を超えるときは、当社は、そのものの損害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。

3 当社が支払うべき損害補償金の額は、旅行者1名に対して1回事故につき15万円を上限とし、損害額を超えます。ただし、損害額が旅行者1名に対して1回事故につき3,000円を超えなければ、当社は、損害補償金を支払いません。

### （被害者の死亡）

**第20条** 旅行者は、補償対象品について第16条に規定する損害が発生したことを知ったときは、次の事項に履行しなければなりません。

- 1 損害の発生、原因となつた事故の概要及び旅行者が損害を受けた補償対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること
- 2 旅行者が他人から損害の賠償を受けようとするときは、その権利の行使について必要な手続をとること

2 当社は、旅行者が正当な理由なく前項第1号に違反したときは、防止継続することをできたと認められる損害を差し引いた損害の額をみなし、同項第2号に違反したときは、損害補償金を支払わず、また、同項第3号に違反したときは、取得すべき権利の行使によつて受けたことと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

3 当社は、次に掲げる費用を支払います。

- 1 損害発生後に代わらなければならない損害賠償請求の防止継続のために要した費用のうち当社が必要であると認められたもの
- 2 前項第3号に掲げる手続の必要かつ必要費用

### （損害補償金の請求）

**第21条** 旅行者は、損害補償金の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の損害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 1 損害補償金請求の場合  
イ 補償対象品の損害の状況を証明する写真  
ロ 前項の当社に提出する書類
- 2 旅行者が前項の規定に違反したとき又は提出書類に不実の内容を含むことを表示し、又はその書類を偽造し又は改ざんしたとき（第三者を巻き込まないものと、同様とします。）は、当社は、損害補償金を支払いません。

### （被害者がいる場合）

**第22条** 第16条の規定に違反して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社が、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。

### （特約）

**第23条** 当社が損害補償金を支払うべき損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で当社に移ります。

### 別表第1（第5条第1号関係）

山岳登山（ベトナム、アイスランド、ザル、ハンマー等の登山用器具を使用するもの）  
リュージュ、ホブス、スキー、スノーボード、ハンズグライダー、搭乗、超軽自動車（モーター、ハンズグライダー、マイクロライオン機、ウルトラライオン機）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

### 別表第2（第7条第1項、第3項及び第4項関係）

1 眼の障害	100%
（1） 両眼が失明したとき。	100%
（2） 一眼が失明したとき。	60%
（3） 一眼の矯正視力（6以下となつたとき）	5%
（4） 一眼の視野狭小（3）（正常視野の面積の合計の60%以下となつた場合を含む。）となつたとき	5%
2 耳の障害	80%
（1） 両耳の聴力を全く失つたとき。	80%
（2） 一耳の聴力を全く失つたとき。	30%
（3） 一耳の聴力が50センチメートル以上で通常の聴力を解せないとき。	5%
3 鼻の障害	20%
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20%
4 その他、言語の障害	100%
（1） その他、言語の機能を全く失つたとき。	100%
（2） その他、言語の機能に著しい障害を残すとき。	35%
（3） その他、言語の機能に著しい障害を残すとき。	15%
（4） 手足五本上の欠損を生じたとき。	5%
5 外傷（うち）（顔面・頭部・頸けい部をいう。）の軟化	15%
（1） 外傷（うち）による軟化を残すとき。	15%
（2） 外傷（うち）に軟化（顔面）を除いては直径2センチメートルの瘻管（はんらん）、長さ3センチメートルの瘻管（はんらん）程度をいう。）を残すとき。	3%
6 骨（せき）柱の障害	40%
（1） 骨（せき）柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40%
（2） 骨（せき）柱に運動障害を残すとき。	30%
（3） 骨（せき）柱に奇形を残すとき。	15%
7 腕（手関節以上をいう。）、脚（足関節以上をいう。）の障害	60%
（1） 腕又は脚を失つたとき。	60%
（2） 腕又は脚と三大関節中の一関節又は三関節の機能を全く失つたとき。	50%
（3） 腕又は脚の三大関節中の一関節の機能を全く失つたとき。	35%
8 手（指）の障害	5%
（1） 一手の母指を指関節（指関節）以上で失つたとき。	20%
（2） 一手の非母指に著しい障害を残すとき。	15%
（3） 母指以外の一指を第二指関節（遠位指関節）以上で失つたとき。	8%
（4） 母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5%
9 足（指）の障害	10%
（1） 一足の第一足指を趾（し）関節（指関節）以上で失つたとき。	10%
（2） 一足の第一足指以外の一指を第二趾（し）関節（遠位指関節）以上で失つたとき。	5%
（3） 一足の非第一足指の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	3%
（4） その他他の著しい障害により終身自用を弁する可能性があること	100%

### 別表第3（第8条第2項関係）

- 1 両側の矯正視力が6以下にないこと
- 2 その他、言語の機能を失つたこと
- 3 両耳の聴力を失つたこと
- 4 両側の非母指上のすべての関節の機能を失つたこと
- 5 一下肢の機能を失つたこと
- 6 胸腹部臓器の障害のため身体の自由が主に損傷、洗面等の起立動作に限られること
- 7 神経系統又は精神の障害のため身体の自由が主に損傷、洗面等の起立動作に限られること
- 8 その他上部肢の合併障害のため身体の自由が主に損傷、洗面等の起立動作に限られること

（注）第4号の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。